2　レバノン及びスーダンは、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3　ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4　ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5　サウジアラビアは、条約第十五条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6　オマーンは、条約第十五条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1　権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

6.2　消火のための製品及び液状の化学物質

6.3　イスラム教の原理に反する物品

7　イラン・イスラム共和国は、条約第十五条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けないことができる。

8　フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9　オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

10　中華人民共和国は、硬貨、紙幣、持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、同国は、香港特別行政区を除くほか、硬貨、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11　モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12　ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

13　モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14　カザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第九条　引き受けられる放射性物質及び伝染性物質

1　モンゴルは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に従い、放射性物質又は伝染性物質を包有する郵便物を引き受けない権利を留保する。

第十条　関税を課される物品

1　バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。

2　アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、イタリア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラは、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

3　ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4　1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十一条　調査請求

1　サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十七条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2　アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十七条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3　アフガニスタン、サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4　アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第十七条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条　通関料

1　ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2　コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十三条　外国における通常郵便物の差出し

1　アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第二十六条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2　カナダは、条約第二十六条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3　条約第二十六条4の規定は、名あて側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名あて国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。